

平成 23 年 11 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

N0.9 年金制度



今年の秋は例年になく暖かいですが、お元気でお過ごしでしょうか？
今年も、残り 1 か月半。かぜなどひかないよう、お過ごしください。
今回は、年金制度について書きました。

年金改革案

厚生労働省から、厚生年金（報酬比例部分）の支給を 68 歳～70 歳に遅らせる改革案が出されました。今回の法案が通る可能性はほとんどないようですが、いずれ起こることとして考えておかれたらよいと思います。政府の票稼ぎと厚生労働省役人の甘い試算と杜撰な管理によって、結局は国民がつけを払わされるのです。

年齢（2012 年 4 月 1 日時点）	支給開始年齢			
	現行制度	改革案①	改革案②	改革案③
59 歳	60 歳	60 歳	60 歳	60 歳
58 歳	61 歳	61 歳	61 歳	61 歳
57 歳		62 歳		62 歳
56 歳	62 歳	63 歳	62 歳	63 歳
55 歳		64 歳		64 歳
54 歳	63 歳	65 歳	63 歳	65 歳
53 歳				66 歳
52 歳	64 歳		64 歳	67 歳
51 歳				68 歳
50 歳	65 歳		65 歳	69 歳
49 歳				70 歳
48 歳			66 歳	
47 歳			67 歳	
46 歳				
45 歳			68 歳	
44 歳				
43 歳		69 歳		
42 歳				
41 歳		70 歳		
40 歳				

現行制度では

厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢は、男性 2013 年度、女性 2018 年から、3 年ごとに 1 歳ずつ段階的に 60 歳から 65 歳への引き上げが既に決まっています。（女性のほうが男性より 5 年遅れ）男性は、2012 年 4 月 1 日時点で 50 歳以下の人、女性は、2012 年 4 月 1 日時点で 55 歳以下の人から、完全 65 歳支給になります。

今回の改正案では

さらに支給開始年齢を遅らせる案が 3 つ出されています。

①案 → 支給開始年齢の引き上げを 2 年に 1 歳ずつにし、65 歳で据え置く。

②案 → 3 年に 1 歳ずつ 68 歳まで引き上げを続ける。

③案 → ①案と同じように 2 年に 1 歳ずつ早め、68 歳まで上げ続ける。

改革案ごとの受給開始年齢は、上記のとおりです。

どの案も、男性の 5 年遅れとしている女性の引き上げスケジュールを男性に合わせるとしており、女性への影響がより大きくなります。

また、現行 65 歳支給の基礎年金（2011 年度 月額 65,741 円）の部分も、厚生年金に合わせ引き上げ、②案では 2027 年度に、③案では 2034 年度に 68 歳受給になるとされています。

少子高齢化

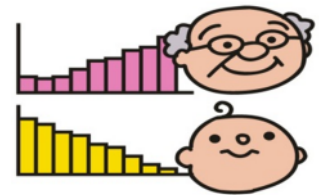
内閣府平成 23 年版「高齢社会白書」によると、

2013 年（2 年後） → 4 人に 1 人が高齢者

2035 年（24 年後） → 3 人に 1 人が高齢者

2055 年（44 年後） → 2.5 人に 1 人が高齢者 という状況です。

かつては、5 人で 1 人を支えていた年金制度ですが、現在は 2.5 人で 1 人を支え、40 年後には 1.2 人で 1 人を支えなければなりません。本来の年金制度というのは、支払った金額よりも、受給できる金額のほうが多いものです。ただそれは、支えられる人数よりも支える人数のほうが多いことが前提なのです。



世代間格差

今回の改正案では、既に支給の始まっている団塊世代への影響はありません。今までにも、物価スライド制によって、本来なら受給額が抑制されるはずの期間があったのですが、当時の政府が特例を作り受給額の据え置きを決めました。その後 2004 年には、マクロ経済スライド制（受給資格者が増加すると、自動的に将来の給付額を下げる）が導入されましたが、デフレ時代には適用されないため、一度も発動されたことはありません。

若い世代ばかりに負担を強いる年金制度になっています。

外国の年金受給年齢

アメリカ → 現在 65 歳 2027 年に 67 歳

英国 → 現在 男性 65 歳、女性 60 歳 男女とも 2046 年に 68 歳

この数字を見ると、日本も仕方がないのかな？と思うかもしれませんが、アメリカでは、引き上げ決定（1983 年）から引き上げが完了（2027 年）するまでに 44 年、英国でも 39 年かけています。今回の改正案では、最短で 14 年で引き上げが終了してしまうのです。

厚生年金保険料 上限上げ案も？

厚生労働省は、厚生年金保険料の上限額を引き上げることを検討するようです。

現在の上限は、 月収 605,000 円 月額保険料 50,877 円

将来上限を 月収 117 万円 月額保険料 99,000 円

所得の高い人が、影響を受けることになります。

実現するかはどうかはわかりませんが、年金制度を維持するための

方法は、年金財源を増やすか給付を抑制するかのどちらかです。

労働人口が減少していく今後においては、保険料を支払うほうは、より多くの負担をしいられ、受給するほうは、年金を減額されざるをえないでしょう。

早めの準備をお勧めします。



Pick Up

HP をリニューアルしました。女性専用のサイトにし、わかりやすい内容になっています。

「財産の記録」を無料でダウンロードできるようにしました。ネット銀行の項目も作りましたので、30~40 代の方は、備忘録としてもお使いいただけます。（製本版は有料です）

「情報発信」を HP 上で公開しました。ご感想など聞かせていただけると、うれしいです。

今年度は、これが最終号になります。お役に立つ情報を今後も発信してまいります。

来年 1 月に、またお会いしましょう！！

メイン業務

離婚、遺言・相続、後見制度

その他

交通事故、契約書、内容証明
会社設立

◆行政書士 6 年 主婦 16 年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所

行政書士 鱸 弥生

ファイナンシャルプランナー

〒659-0068 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル

NO.6 遺言書 NO.7 地震保険 NO.8 著作権